

医療法人社団 日新会 老人保健施設 城山

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団日新会が開設する医療法人社団 日新会 老人保健施設 城山（以下「当施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（以下「介護予防・通所リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防・通所リハビリテーションは、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防・通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 要支援、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活の維持するための支援が必要なものに対して、介護予防・通所リハビリテーション計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護並びに機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図る。又、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 介護予防・通所リハビリテーションでは、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。その為に身体拘束等の適正化の指針を整備すると共に委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に一回以上開催し、看護、介護、その他のスタッフに周知徹底をはかる。併せて、委員会主催の研修会を定期的に開催する。

＊やむをえない場合

(ア) 本人又は他の方の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い（緊急性）

(イ) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする看護・介護方法が無い

(ウ) 身体拘束その他の行動制限が一時的である

(ア)(イ)(ウ)に関しては、医師より必要性について説明を行います。同意を頂けなければ身体拘束は行いません。又、身体拘束実施後は、経過観察を行い、月に1度「身体拘束ゼロ委員会」を開催し、身体拘束に排除に務める。

3 居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 介護予防・通所リハビリテーションでは、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、介護予防・通所リハビリテーションが得た利用者の個人情報については、介護予防・通所リハビリテーションでの介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、委員会の設置従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

8 指定通所リハビリテーション〔指定予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人社団 日新会 老人保健施設 城山
- (2) 開設年月日 平成9年4月15日
- (3) 所在地 岐阜県中津川市苗木3747-1
- (4) 電話番号 0573-65-1030 FAX 番号0573-65-1031
- (5) 管理者名 赤座 薫
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2151580012号)

(従業者の職種、員数)

第5条 介護予防・通所リハビリテーションの従事者の職種、職員の員数、職務の内容は、介護老人保健施設の人員、施設並びに運営に関する基準に規定する人員に関する基準を下らないものとし、次の職を置くものとする。

	職 種	人 数
(1)	管理者	1名(兼)以上
(2)	医師	1名(兼)以上
(3)	看護職員	1名以上
(4)	介護職員(内介護福祉士)	4名(1名)以上
(5)	支援相談員	1名(兼)以上
(6)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1名(兼)以上
(7)	管理栄養士	1名(兼)以上
(8)	介護支援専門員	1名(兼)以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める介護予防・通所リハビリテーションの職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護予防・通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防・通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防・通所サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーションの基本概念(「心身機能」、「活動」、「参加」等の生活機能維持・向上を図る)を基に、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に行う。又、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針の目標、計画を共有できるように努めること。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者のサービス計画の原案を立案する。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防・通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時00分から午後5時00分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 介護予防・通所リハビリテーションの利用定員数は、20人とする。

(介護予防・通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防・通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防・通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定(介護予防)通所リハビリテーションサービスが法定代理受領サービスである時はその1割又は2割、3割の額とする。
- (2) その他の費用として、食費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、その他の費用等利用料を、利用約款別紙2に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) その他の利用料のうち、社会情勢と照らし合わせ、金額が不相当であると判断される場合、事前に利用者及び家族に説明をし、新たに同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

旧中津川市内(坂本、阿木、神坂地区を除く)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防・通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 食事は、特段の事情がない限り介護予防・通所リハビリテーションが提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条利用料として規定されるものであるが、同時に、介護予防・通所リハビリテーションは利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 飲酒は、禁止です。施設へのアルコール類の持込も禁止とする。
- ・ 施設内は、禁煙とする。
- ・ 火気の取扱いは、禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、その都度職員に確認をとって頂く。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必ず氏名の記入をして頂く。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、利用者で管理して頂く。
- ・ 介護予防・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、申し出て頂く。
- ・ 宗教活動は、他の利用者にご迷惑とならない様理解して頂く。
- ・ ペットの持ち込みは、ご遠慮して頂く。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(職員の服務規律)

第 14 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 15 条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 16 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団日新会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 17 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 18 条 介護予防・通所リハビリテーション利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 19 条 介護予防・通所リハビリテーションに従事する者である期間および介護予防・通所リハビリテーションに従事する者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情の処理)

第22条 施設内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をする。

2 苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

ア. 要望及び苦情等については、介護支援専門員、支援相談員に申し出ることができる。
各階に「ご意見箱」を設ける。

要望・苦情相談窓口：支援相談員 田原雅祐

介護支援専門員 奥村愛子

電話 0573-65-1030

FAX 0573-65-1031

苦情窓口開設時間 月曜日～金曜日（祭日を除く） 9:00～17:00

土曜日（第二土曜日を除く） 9:00～12:00

外部相談窓口 中津川市市民福祉部介護保険課 0573-66-1111

岐阜県国民健康保険団体連合会

介護・障害課 担当 058-275-9826

イ. 苦情解決責任者：理事長 赤座 薫

ウ. 苦情・相談窓口担当者は、苦情相談を受け、その内容を十分に聴き内容を確認した上でその場で解決、返答出来ると判断される内容の場合は、その場で解決・返答する。

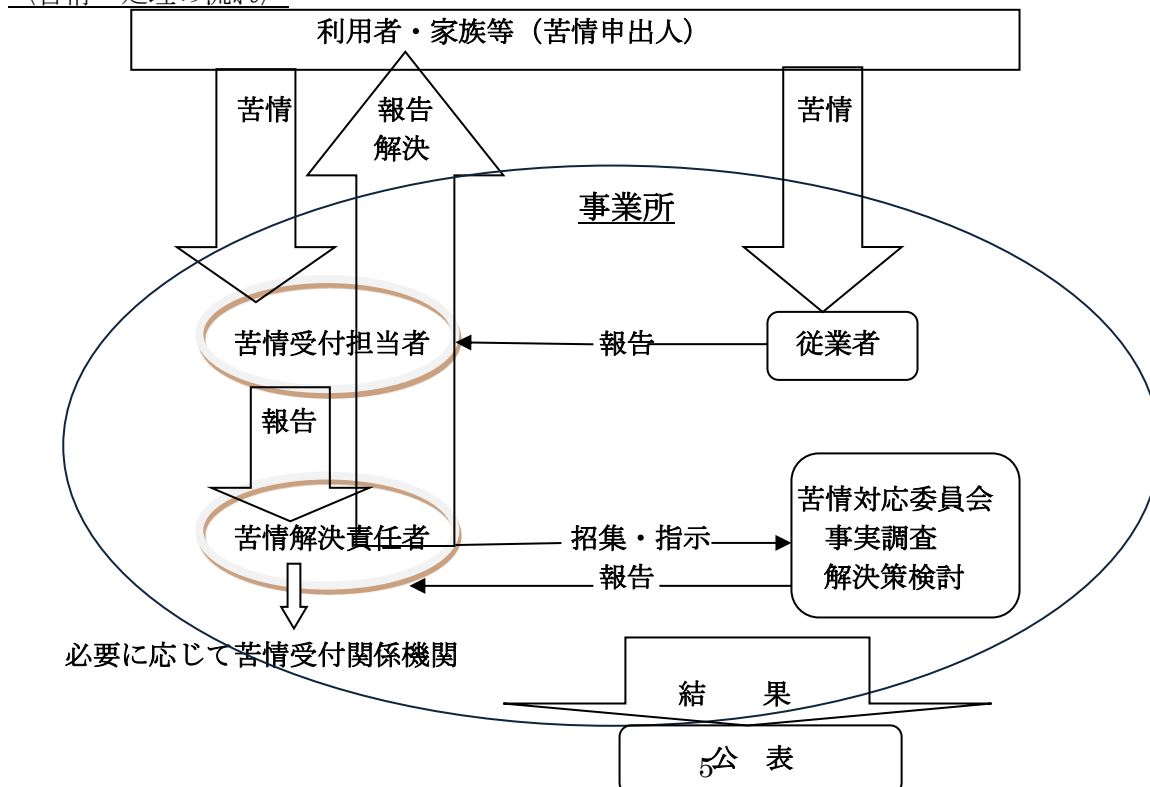
エ. ウで解決できない場合は、処理を保留し、事実確認を行い、苦情解決責任者、苦情・相談担当者、看護科長、主任（必要な場合には、対象職員）と協議した上で解決、返答する。

オ. 苦情・相談に関する解決の経過及び結果については、解決・改善策を明確に報告する。

カ. 苦情相談内容について、担当居宅支援事業者に報告を行う。

キ. 解決後、再発防止に務め、観察と記録を行い、経過を見守る。

〈苦情・処理の流れ〉



(その他運営に関する重要事項)

第23条 施設は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の金額及びプライバシーポリシーについては、館内に掲示する。

3 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 介護予防・通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団日新会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年 4月1日より施行する。

平成20年	1月	1日	改定
平成23年	8月	25日	改定
平成24年	6月	1日	改定
平成25年	4月	15日	改定
平成27年	4月	1日	改定
平成27年	8月	1日	改定
平成30年	4月	1日	改定
令和 3年	4月	1日	改定
令和 6年	4月	1日	改定